

## 平成24年度 建設工事等における入札制度等の改正について

### 1. 建設工事等の入札における最低制限価格の取り扱いについて

小松島市変動型最低制限価格制度事務取扱要領に基づく最低制限価格の取り扱いにつきまして、次のとおり改正いたします。

旧	新
<p>(対象工事) 第2条 次条による変動型最低制限価格制度の対象とする工事は、設計金額が1億円未満の建設工事とする。ただし、小松島市建設工事等審査委員会が必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>(最低制限価格の算定方法) 第3条 最低制限価格は、次式により算出するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{最低制限価格} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85</math> </div> <p>平均入札額は、予定価格(税抜)の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格(税抜)の85%未満の入札書は予定価格(税抜)の85%とみなして算出する。</p> <p>なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格(税抜)の85%の額として算出する場合も同様とする。</p>	<p>(対象建設工事等) 第2条 次条による最低制限価格制度の対象は、小松島市が入札に付する全ての建設工事等とする。</p> <p>(最低制限価格の算定方法) 第3条 最低制限価格は、次式により算出するものとする。 建設工事の最低制限価格(税抜)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{最低制限価格} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85</math> </div> <p>平均入札額は、予定価格(税抜)の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格(税抜)の85%未満の入札書は予定価格(税抜)の85%とみなして算出する。</p> <p>なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格(税抜)の85%の額として算出する場合も同様とする。</p> <p>建設工事に係る調査、測量、及び設計業務等の最低制限価格(税抜)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{最低制限価格} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85</math> </div> <p>平均入札額は、予定価格(税抜)の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格(税抜)の60%未満の入札書は予定価格(税抜)の60%とみなして算出する。</p> <p>なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格(税抜)の60%の額として算出する場合も同様とする。</p>

その他、詳細につきましては、小松島市ホームページに掲載された「小松島市最低制限価格制度事務取扱要領」を参照願います。

## 2. 小松島市総合評価落札方式の実施方針について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、公共工事の品質確保の促進を図るため、施工計画、技術提案、同種建設工事等の施工実績等に基づく入札参加者の技術的能力と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施について、次のとおり定めることとします。

### 第1 対象となる建設工事

総合評価落札方式に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）は、予定価格が5千万円以上のものとする。

ただし、小松島市建設工事等審査委員会において、入札参加者の施工実績、社会性、地域貢献や現場条件の熟知等の技術的能力が求められる建設工事で、総合評価落札方式によることが適当であると認められるもの、又は、災害対策等の緊急性を要する建設工事であり、総合評価落札方式によることが適当でないと認められるものについては、この限りでない。

### 第2 総合評価方式の方式

総合評価落札方式の適用にあたっては、対象建設工事規模や技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

#### 1 施工能力審査型

予定価格が1億5千万円未満の技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者から求める工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

#### 2 簡易型

予定価格が1億5千万円以上10億円未満の技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者から求める簡易な施工計画や工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

#### 3 標準型

予定価格が10億円以上の技術的な工夫の余地が大きい工事において、入札参加者に環境の維持、交通の確保、安全対策及び工期の短縮等社会的要請の高い特定の技術的課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、この技術提案等に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

その他、詳細につきましては、小松島市ホームページに掲載された「小松島市総合評価落札方式の実施方針」を参照願います。

### 3. 現場代理人に関する取り扱いについて

請負契約の的確な履行を確保するために、小松島市建設工事請負約款に関する規則第9条の規定により、現場代理人の設置及び工事現場への常駐を義務付けておりますが、平成24年6月1日以降に契約する工事から、次の要件をすべて満たす場合に限り、現場代理人が2つの工事について兼務することを認めることとします。

#### 1 要件

- (1) 兼任しようとする工事が、すべて小松島市が発注した工事。
- (2) 当初請負金額が小松島市契約規則第17条の2に定める、130万円以下であり、区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事のいずれかであること。または、施工中の工事と直接関連する別の工事を地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約で受注した工事であること。
- (3) 発注者が現場代理人の工事現場への常駐が可能と認めた工事。
- (4) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

現場代理人1人につき、兼任することができる工事の件数は2件までとする。

この場合において、完成届を受理した工事については、その件数に含まないものとする。

#### 2 現場代理人の兼務についての申請方法等

- (1) 請負者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各監督員と協議を行う。
- (2) 請負者は、協議の結果、双方の工事の安全管理、現場管理等に支障がないと判断した場合、「現場代理人兼務申請書」並びに「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の監督員に提出する。兼務となる他の工事の監督員には「現場代理人兼務申請書」の写しを提出する。
- (3) 兼務となる工事の双方の監督員が協議し、現場代理人の兼務が可能か確認する。

#### 3 留意事項

- (1) 請負者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとする。
- (2) 請負者又は監督員は、工程の変更等により、現場代理人の工事現場への常駐に支障があると判断した場合、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに手続きを行うものとする。

その他、詳細につきましては、小松島市ホームページに掲載された「小松島市公共工事における現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領」を参照願います。

#### 4. 地域建設業経営強化融資制度の適用について

急激な経済環境の変化、建設投資の急速な減少、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面していることから、国においては建設業の資金調達の円滑化を支援するため、平成20年10月17日付け国土交通省建設流通政策審議官通知により、「地域建設業経営強化融資制度」が創設されましたことから、本市においても、経済・雇用対策の取り組みの一つとして、本制度の適用を開始します。

##### 1. 制度の概要

小松島市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、小松島市から未完成工事にかかる工事請負代金債権の譲渡承諾を得た上で、これを担保に金融機関等から融資を受けられる制度です。

##### 【特徴】

従来の下請セーフティネット債務保証事業の工事出来高分までの融資と違い、出来高を超える部分までの融資を受けることができます。

##### 2. 対象となる建設業者

小松島市が発注した工事を受注している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額もしくは出資の総額が20億円以下または常時使用する従業員数が1,500人以下の建設業者)

##### 3. 対象工事

工事請負代金の額が1,000万円以上の工事で、出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事

##### 【対象外工事】

- ・低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- ・債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- ・履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- ・その他建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事等

##### 4. 債権譲渡先

事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、地域建設業経営強化融資制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者であって、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

##### 5. 実施時期

平成24年6月1日から平成25年3月末まで

その他、詳細につきましては、小松島市ホームページに掲載された「小松島市公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾等に関する事務取扱要領」を参照願います。

## 5. 前金払の取り扱いについて

小松島市競争契約入札心得第7条（前金払の特約）における「工期が60日以上ある場合」との規定を廃し、小松島市建設工事請負契約約款に関する規則第28条の規定に基づき、請負代金額が500万円以上の場合であって、発注者において前金払をすることができるものであると認めるときといたします。

旧	新
<p>(前金払の特約)</p> <p>第7条 請負金額及び受託金額が500万円以上及び工期が60日以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内（業務委託にあつては10分の3以内）の前払いをすることができる。ただし公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規程による保証事業会社の保証がない場合は、前金払いをしない。</p>	削除